

1. 在宅医療の充実に向けた取組

在宅医療の充実に向けた保健所の取組について

在宅医療の充実に向けた現状と課題

現状

- 平成30年4月から第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画が開始され、今後、各都道府県は在宅医療の充実に向けた取組を推進していく必要がある。
- 平成30年4月からは、すべての市町村において、介護保険法に基づき、在宅医療・介護連携推進事業を実施する必要がある。

課題

- 都道府県に対し、医療計画に関する指針は示されているが、今後、都道府県が在宅医療を充実させていくために必要な実施体制や具体的な方策については、十分に整理されておらず、議論が必要。

在宅医療の充実に向けた保健所の役割

- 医療計画における在宅医療の提供体制の構築にあたり、保健所には、
 - ・ 所管区域に係る医療に関する情報の収集、管理及び分析を行うこと
 - ・ 地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うこと
 - ・ 地域における保健、医療、福祉のシステムの構築、医療機関の機能分担と連携、地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化等について企画及び調整を推進することなどが求められている。

○ 医療計画の作成及び推進における保健所の役割について(平成19年7月20日付け健総発第0720001号)(一部抜粋)

(1)情報の収集、整理及び活用の推進

所管区域に係る医療に関する情報(例:医療機関の人員、施設整備、診療機能等に関する情報)の収集、管理及び分析を行うこと。

(2)地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化

①健康危機の発生に備え、地域の保健医療の管理機関として、平常時から法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めること。

②地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うこと。

③保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整すること。

(3)企画及び調整の機能の強化

①地域における保健、医療、福祉のシステムの構築、医療機関の機能分担と連携、地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化等について企画及び調整を推進すること。

②医療計画作成指針において、「第4 医療計画作成の手順等」の「2 疾病又は事業ごとの医療連携体制構築の手順」の「(2)協議の場の設置」の「②圏域連携会議」に「その際保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。」と記載されており、この点に留意すること。

○ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長)(一部抜粋)

第3 構築の具体的な手順

3 連携の検討

(2)保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」(平成19年7月20日付け健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知)を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等の関係団体と連携して医療機関相互の調整を行う等、積極的な役割を果たすこと。

本日の論点

○ 本日の在宅医療の充実に向けた取組の実践例を踏まえて、今後、各都道府県が、管下の在宅医療を充実させていくため必要な実施体制や方策について、下記のとおり整理してはどうか。

＜都道府県が取り組んでいくべき事項(案)＞

○県全体の体制整備

- ・本庁の医療政策部局と介護保険担当部局の役割分担の明確化
- ・年間事業スケジュールの策定
- ・市町村の地域支援事業に対する支援体制の整備

○在宅医療の取組状況の見える化(データ分析)

- ・地域ごとの在宅医療に関する資源、ニーズ等の収集・分析
- ・個別医療機関や訪問看護ステーションへの調査(訪問診療、訪問看護の実施意向など)
- ・市町村や関係団体等との情報共有体制の整備

○在宅医療の提供体制の整備

- ・入退院支援ルール of 策定、運用
- ・後方支援病院等との連携ルール of 策定、運用
- ・急変時の患者情報共有ルール of 策定、運用

○在宅医療に関する人材の確保・育成

- ・医療従事者への普及・啓発事業やスキルアップ研修の支援
- ・多職種連携に関する会議や研修の支援

○住民への普及・啓発

- ・人生の最終段階における医療・ケアについての意思決定支援に関する普及・啓発

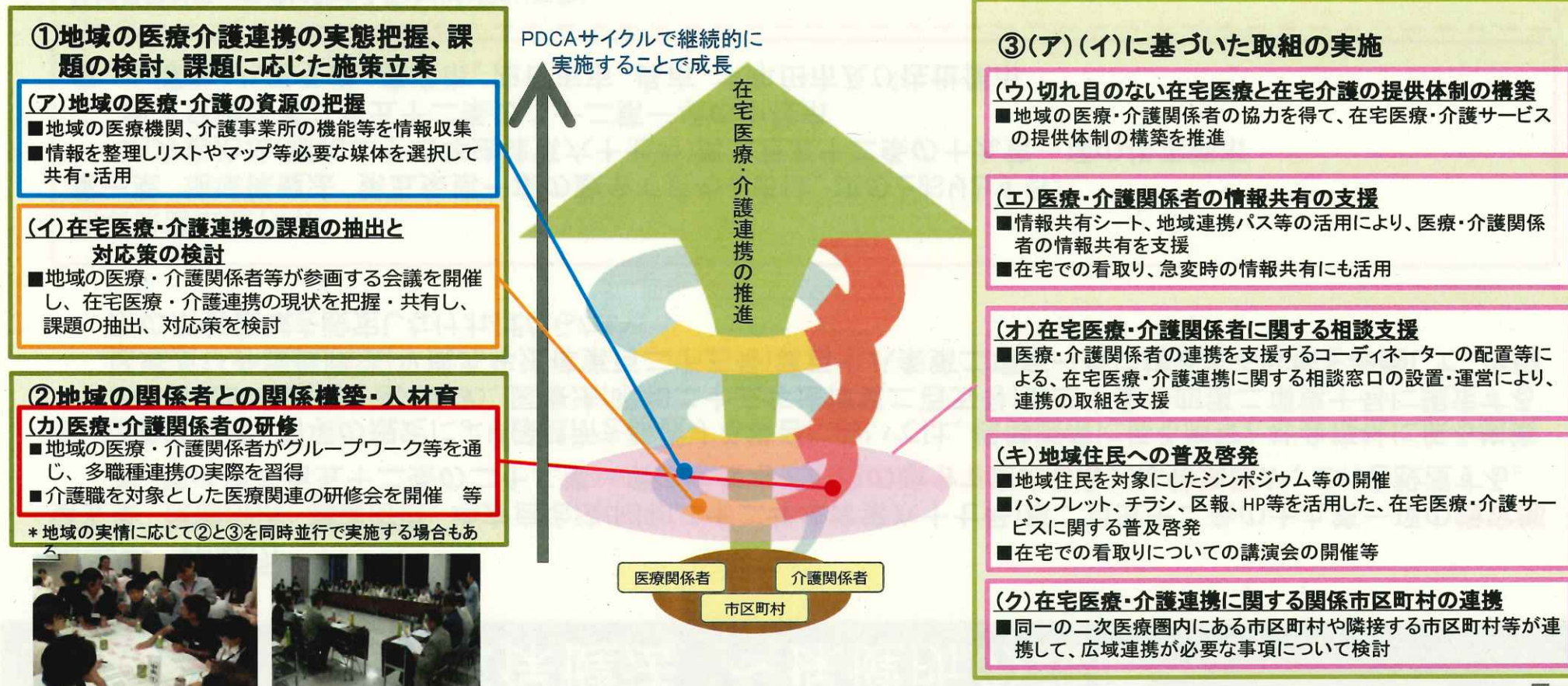
(参考資料)

- 医療・介護の体制整備に係る協議の場について(平成29年3月17日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・老健局介護保険事業計画課・保険局医療介護連携政策課事務連絡)
- 医療計画について(平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知)(平成29年7月31日一部改正)
- 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)(平成29年7月31日一部改正)
- 第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について(平成29年8月10日付け医政地発0810第1号・老介発0810第1号・保連発0810第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長・老健局介護保険計画課長・保険局医療介護連携政策課長連名通知)
- 第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換意向の把握について(平成29年8月10日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・老健局介護保険計画課事務連絡)

在宅医療・介護連携推進事業

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～27年度）により一定の成果。それを踏まえ、平成26年介護保険法改正により制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等関係団体と連携しつつ取り組む。
- 本事業の（ア）～（ク）の8つの事業項目すべてを、平成30年4月にはすべての市区町村が実施。
- 8つの事業項目は、郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県は、市町村における事業の進捗状況等を把握し、地域の課題等を踏まえ、都道府県医師会等関係団体と緊密に連携しつつ、保健所等を活用しながら、市区町村と郡市区医師会等関係団体等との協議の支援や、複数市区町村の共同実施に向けた調整等により支援。
- 国は、事業実施関連の資料や手引き、事例集の整備、セミナーの開催等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

事業項目と事業の進め方のイメージ



地域保健法 ～保健所の設置～

第三章 保健所

第五条 **保健所**は、**都道府県**、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の**指定都市**、同法第二百五十二条の二十二第一項の**中核市その他の政令で定める市**又は**特別区**が、これを設置する。

- ② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第十号に規定する区域及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一百八条第二項第一号に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

地域保健法施行令

第一条 地域保健法 第五条第一項の政令で定める市は、次のとおりとする。

- 一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市
- 二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市
- 三 小樽市、八王子市、藤沢市、四日市市、呉市、大牟田市及び佐世保市

地域保健対策の推進に関する基本的な指針(抜粋)

(一) 都道府県の設置する保健所

- (1) **都道府県の設置する保健所の所管区域**は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、**二次医療圏又は介護保険法に規定する区域とおおむね一致した区域とすることを原則として定めることが必要**であること。
- (2) 保健所の集約化により、食品衛生及び生活衛生関係事業者等に対するサービスの提供に遺漏がないよう、例えば、移動衛生相談、関係団体の協力による相談等の地域の特性に応じたサービスを行うこと。

(二) 政令市及び特別区の設置する保健所

- (1) **政令指定都市**は、地域の特性を踏まえつつ、保健所が、従来おおむね行政区単位に設置されてきたことに配慮しながら、**都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市の人口要件を勘案し、住民が受けることができるサービスの公平性が確保されるように保健所を設置することが望ましいこと。**
- (2) **政令指定都市を除く政令市**(地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第一条の市をいう。以下同じ。)**及び特別区**は、**都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市の人口要件を勘案し、地域の特性を踏まえつつ、保健所を設置することが望ましいこと。**
- (3) 保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた市が保健サービスを一元的に実施することは望ましいことから、人口二十万人以上の市は、保健所政令市への移行を検討すること。
- (4) 人口二十万人未満の現行の政令市は、引き続きその業務の一層の推進を図ること。

地域保健法 ～保健所の役割～

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

第八条 都道府県の設置する保健所は、前二条に定めるもののほか、所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。

地域保健法、地域保健対策の推進に関する 基本的な指針の主な改正①

H17.6.29

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(厚生労働省告示第289号)一部改正

介護保険法等の一部を改正する法律(法律第77号)「痴呆」用語の見直し「痴呆性老人対策」を「認知症高齢者対策」に改正

H19.7.20

医療制度改革(平成20年)

医療計画(4疾病5事業)、特定健診・保健指導の導入

医療計画の作成及び推進における保健所の役割について(健総発第0720001号)

H20.3.31

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(厚生労働省告示第184号)一部改正

老人保健法→高齢者の医療の確保に関する法律、「老人保健事業」を「健康増進事業」に改正

H23.5.2

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)施行

医療法→医療計画における区域の設定に関する事項の条文番号の改正
(第30条の3第2項第1号を第30条の4第2項第9号に改正)

地域保健法、地域保健対策の推進に関する 基本的な指針の主な改正②

H24.3.30

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)施行

介護保険法→都道府県介護保険事業支援計画における区域に関する事項の条文番号の改正(第118条第2項第1号を第118条第2項に改正)

H24.7.31

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(厚生労働省告示第464号)一部改正

- ・ 地域保健対策検討会報告書等を踏まえ、少子高齢化の更なる進展など地域保健を取り巻く状況の変化に対応した改正
- ・ 改正の主な事項
 - ①ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進
 - ②地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進
 - ③医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化
 - ④地域における健康危機管理体制の確保
 - ⑤学校保健との連携
 - ⑥科学的根拠に基づいた地域保健の推進
 - ⑦保健所の運営及び人材確保に関する事項
 - ⑧地方衛生研究所の機能強化
 - ⑨快適で安心できる生活環境の確保
 - ⑩国民の健康増進及びがん対策等の推進

地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正 (平成24年7月31日厚生労働省告示第464号)の概要

1 ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進

地域保健対策の推進に当たって、地域のソーシャルキャピタル(信頼、社会規範、ネットワークといった社会関係資本等)を活用し、住民による自助及び共助への支援を推進すること。

2 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進

市町村は、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進すること。

3 医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化

市町村は、保健と介護及び福祉を一体的に提供できる体制整備に努め、**都道府県及び保健所は、管内の現状を踏まえ、医療、介護等のサービスの連携体制の強化に努めること。**

4 地域における健康危機管理体制の確保

○都道府県及び市町村は、大規模災害時を想定し、被災地以外の自治体や国とも連携した情報収集体制や保健活動の全体調整、保健活動への支援等の体制を構築すること。

○国は、広域的な災害保健活動に資する人材育成支援や保健師等について迅速に派遣のあっせん・調整できる仕組みの構築を行うこと。

5 学校保健との連携

保健所及び市町村保健センターは、学校保健委員会やより広域的な協議の場に可能な限り参画し、連携体制の強化に努めること。

地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正

(平成24年7月31日厚生労働省告示第464号)の概要

6 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

国、都道府県及び市町村は、地域保健に関する情報の評価等を行い、その結果を計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題と目標の共有化を図り、地域保健対策を一体的に推進することが重要であること。

7 保健所の運営及び人材確保に関する事項

保健所は、専門的な立場から企画、調整、指導及びこれらに必要な事業等を行い、市町村への積極的な支援に努めること。

8 地方衛生研究所の機能強化

地方衛生研究所を設置する自治体は、サーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立等が求められていることを踏まえ、技術的中核機関としての地方衛生研究所の一層の機能強化を図ること。

9 快適で安心できる生活環境の確保

都道府県、国等は、食中毒等に係る情報共有体制の強化や食品衛生監視員等の資質向上等を通じた保健所機能の強化に努めるとともに、生活衛生同業組合等の関係団体に対する指導・助言に努め、営業者の自主的な衛生管理等を通じた食品安全・生活衛生等の施策の推進を図ること。

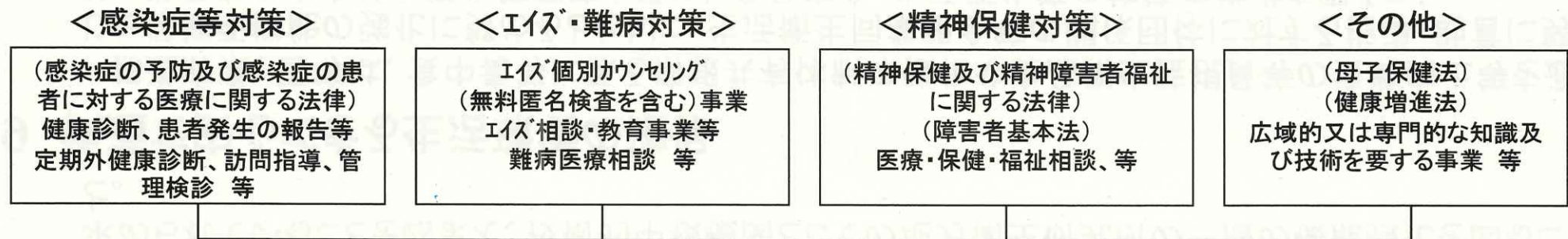
10 国民の健康増進及びがん対策等の推進

健康増進計画の策定・実施等の取組を行う場合、ソーシャルキャピタルを活用した地域の健康づくりに関係するNPO等との連携及び協力も強化すること。また、地域のがん対策、肝炎対策、歯科口腔保健の推進に関し、それぞれ必要な施策を講じること。

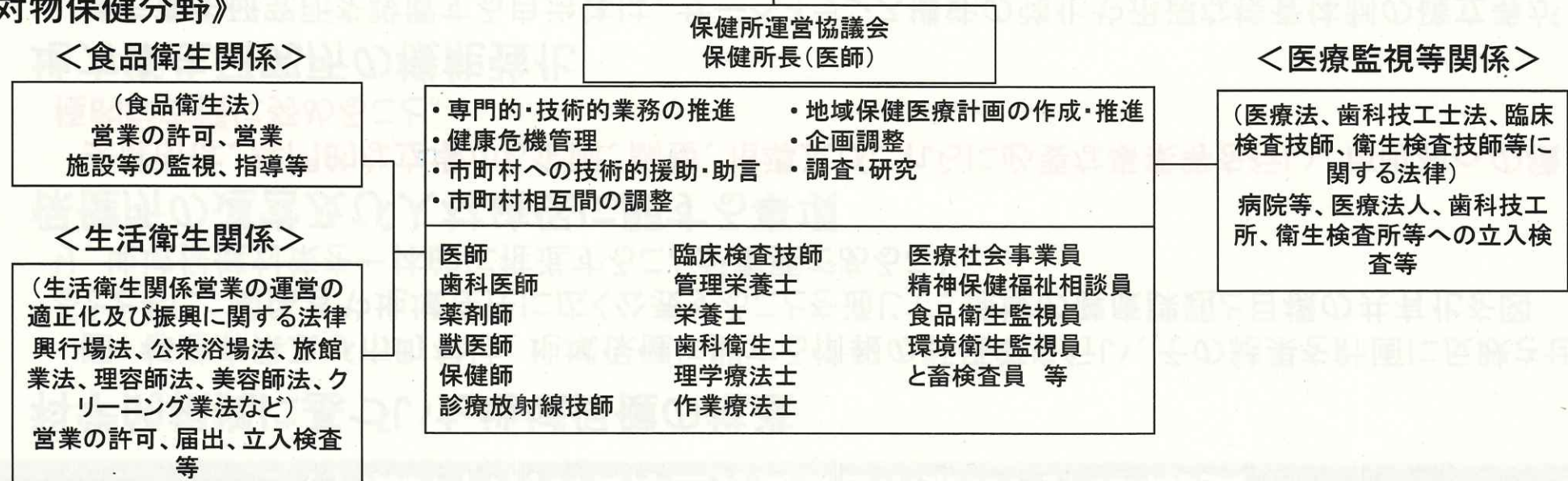
保健所業務の現状

- 保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関。
- また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う。

《対人保健分野》

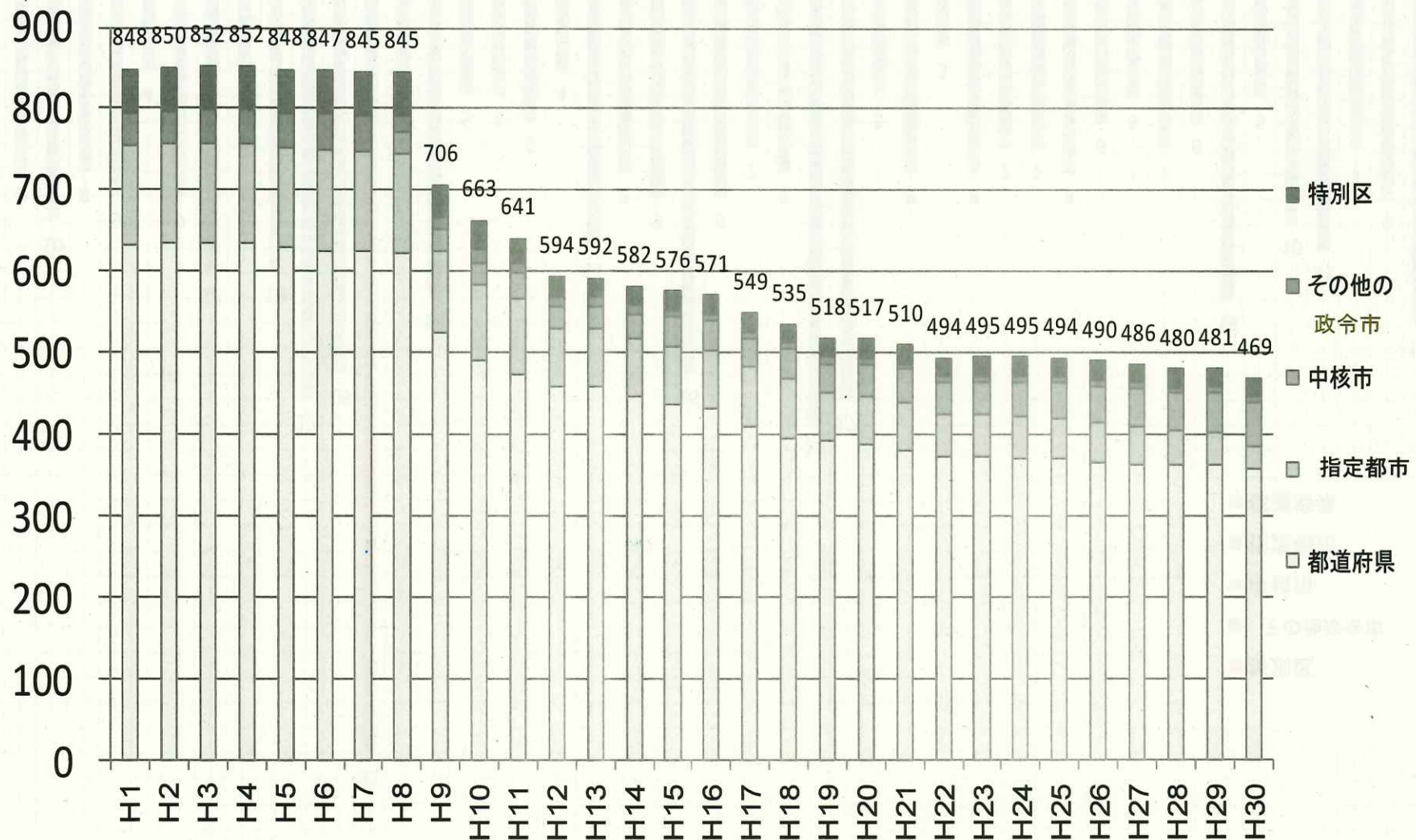


《対物保健分野》



なお、指定都市等の設置する保健所については、健康増進法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

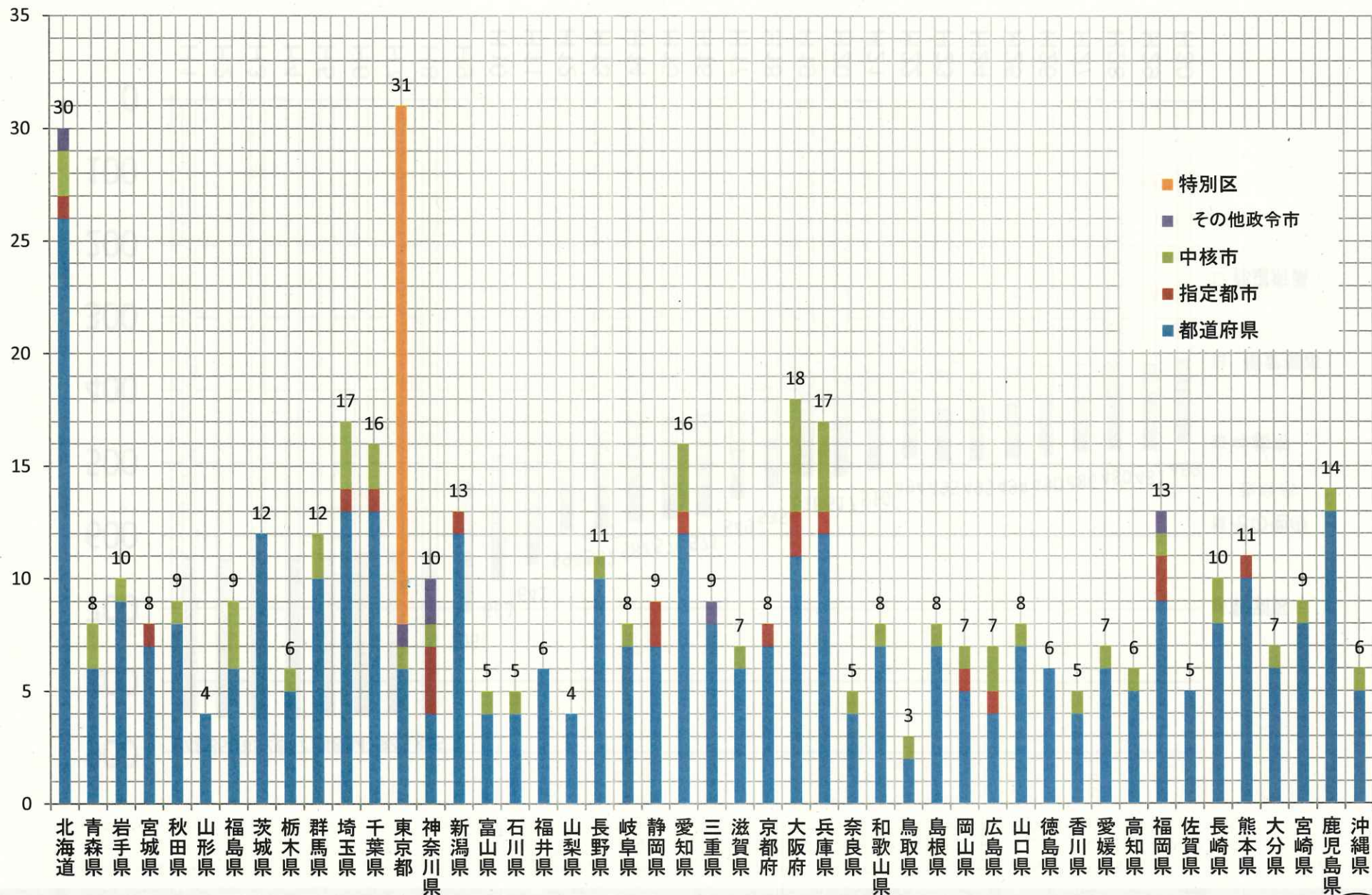
保健所数



※平成30年4月1日現在は469か所

健康局健康課地域保健室調べ:各年度4月1日現在

保健所数(平成30年度 都道府県別)



健康局健康課地域保健室調べ:平成30年4月1日現在